

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構  
寄附金等取扱規程

平成25年7月26日  
規程第18号

改正 平成26年1月24日規程第1号

改正 平成28年10月18日規程第56号

改正 令和元年9月30日規程第2号

改正 令和2年9月29日規程第39号

改正 令和4年5月25日規程第51号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）における寄附金等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「寄附金等」とは、機構の業務目的に充当することを目的として、寄附者から受け入れる現金（有価証券を含む）、土地建物その他の物品等（図書、科学研究費補助金による現物寄附を除く。）及び助成団体からの助成金をいう。

2 この規程において「役職員」とは、機構基本通則に規定する役員及び機構の就業規則が適用される職員をいう。

3 この規程において「特定募集寄附金」とは、寄附金等のうち、機構が特定の目的のために募集する寄附金をいう。

(受入れの制限)

第3条 寄附金等を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

- (1) 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金等による学術研究の結果得られた知的財産権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し又は無償で使用させること。
- (3) 収支決算書などの簡便な報告書を提出する場合を除き、寄附金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (4) 寄附申込後、寄附者がある意思により寄附金等の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄附金等を受け入れることにより、著しく機構の財政負担を伴うもの。
- (6) その他業務上、支障があると認める条件が付されているもの。

(寄附金等の申出)

第4条 役職員は、寄附金等を受け入れたときは、速やかに機構に寄附を申し出なければならない。

(受入手続)

第5条 機構長は、寄附者から寄附金等を受け入れようとするときは、寄附者に寄附申込書の提出を依頼するものとする。ただし、特定募集寄附金については、この限りでない。

(特定募集寄附金の募集)

第5条の2 特定募集寄附金は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究費等受入審査会規程(平成16年規程第44号)に規定する研究費等受入審査会(以下、「受入審査会」という。)において、機構として募集することの妥当性について審査を行い、機構長が認めた場合に限り、募集するものとする。ただし、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構基金規程(以下、「基金規程」という。)に規定する基金については、この限りでない。

(使途の特定)

第6条 機構長は、寄附金等の受入れに当たり、寄附者が寄附金等の使途を特定しない場合は、これを特定しなければならない。

(受入れの審査、決定及び通知)

第7条 機構長は、第4条による役職員からの申出があったとき及び第5条の寄附の申込みがあったときは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究費等受入審査会規程(平成16年規程第44号)に規定する研究費等受入審査会で受入れの可否について審査を行うものとする。

2 機構長は前項の審査の結果に基づき、受入れの可否等について決定し、寄附者に通知するものとする。

(特定募集寄附金の審査)

第7条の2 機構長は、特定募集寄附金について、当月分の受入実績をとりまとめ、翌月8日までに受入審査会に報告するものとする。

2 受入審査会は、前項により報告を受けた実績について、受入不可と判断するものが生じた場合、機構長に通知するものとする。

3 機構長は、前項の通知を受けた場合、当該寄附金を寄附者へ返還するものとする。

(納付手続)

第8条 機構長は、寄附金等の受入決定をしたときは、経理責任者又は資産管理責任者に通知するものとする。

2 経理責任者は、前項の通知を受けたときは、速やかに寄附者に振込依頼書を送付するものとする。

3 資産管理責任者は、第1項の通知を受けたときは、所定の手続きをするものとする。

(外貨による寄附の受領方法)

第8条の2 外国通貨に拠る寄附については、機構において円貨に交換の上、受け入れるものとする。

(使途の変更)

第9条 機構長は、次の各号に該当する場合は、寄附金等の使途その他の条件を変更することができるものとする。

(1) 寄附者の同意を得た場合

(2) 寄附の目的が達せられた寄附金等で、かつ、継続して、寄附受入予定がない場合

2 前項の規定にかかわらず、基金規程第2条第1項第2号に定める研究等支援事業基金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

(移替え)

第10条 寄附の条件に機構の職員が指定されている場合において、当該職員が他の機関(国内の機関に限る。)に異動する場合は、書面により、寄附者及び相手方機関の同意を得て移替えすることができる。

2 他の機関から機構へ異動した者の寄附金等の移替えを受ける場合は、機構長の承認を得るものとする。機構長は必要と認めた場合には、第7条第1項の規定を準用し、受入れの可否について審査を行うものとする。

(共通経費)

第11条 受け入れた寄附金は、当該受入額の100分の5を機構の管理運営のために、共通経費に充てるものとする。ただし、次の各号に該当する寄附金を除くものとする。

(1) 受入額が1万円未満のもの

(2) 役職員が受けた助成金

(3) 助成団体から寄附を受けたもの

(4) 移替えにより受け入れるもの

(5) 奨学金のために寄附を受けたもの

(6) その他機構長が認めたもの

2 研究等支援事業基金に関する共通の経費は区分して取り扱うものとする。

(特定募集寄附金の実績報告)

第12条 機構長は、毎年度、特定募集寄附金の受入実績及び使用状況について、機構のホームページにおいて公表するものとする。

2 前項に掲げるもののほか、研究等支援事業基金に関する情報公開については別に定める。

(研究所等での寄附募集)

第13条 研究所、施設、J-PARC センター、その他機構の組織が、各組織のホームページ等において各組織の名で寄附を募集する場合、当該組織の長は寄附金担当理事の承認を得るものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

(準用)

第15条 この規定は第4条を除き、特別栄誉教授、名誉教授、ダイヤモンドフェロー及び大学共同利用機関高エネルギー加速器研究機構外来研究員取扱規程で定める外来研究員の寄附金等の取扱いにも準用する。

附 則

1 この規程は、平成25年7月26日から施行する。

2 「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構寄附金受入規程」(平成16年4月19日規程第96号)及び「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構寄附金受入規則」(平成16年4月19日規則第24号)は廃止する。

附 則 (平成26年1月24日規程第1号)

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月18日規程第56号)

この規程は、平成28年10月18日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日規程第2号)

この規程は、令和元年9月30日から施行する。

附 則 (令和2年9月29日規程第39号)

この規程は、第5条の3第3項の規定で別に定める日から施行する。

附 則 (令和4年5月25日規程第51号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。